

高額介護サービス費の算定誤りによる過支給について

介護保険サービスの利用者負担額が一定の上限を超えたときに被保険者に対して支給する高額介護サービス費において、令和6年5月サービス提供分の算定額（令和6年8月27日支給）に誤りがあり、計12名に総額950,436円（1名当たり最大112,527円、最小59,648円）を過支給していたことが判明しましたので、御報告いたします。

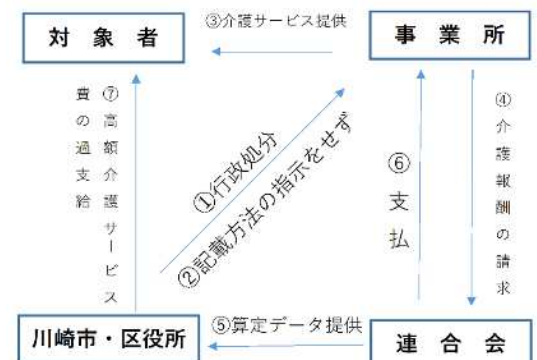
令和6年6月分以降は正しい算定額に基づき支給を行ってまいります。今後、対象者に謝罪とともに過支給分について返還を求めてまいります。

1 概要（原因等）

「高額介護サービス費」は、介護保険法等の規定により、介護保険サービスの利用者負担額が、基準額（所得区分に応じて設定）より高額となる場合、超過した額を償還払い（払い戻し）する制度です。

通常、事業者が受け取る介護報酬は、事業所が介護給付費明細書（以下、明細書）を神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、連合会）に送り、本市が、連合会から提供を受けたデータを用いて、サービス提供月の3か月後に、高額介護サービス費の対象者の抽出及び支給を行います。

今回、本市の行政処分により介護報酬の請求上限を7割に制限された特定の事業所から、請求時に必要な明細書の記載方法について本市に確認がありましたが、サービス費用総額（利用者負担額と保険請求額の合計）を7割に減額するよう指示をしなかったため、当該事業所が誤った明細書を作成（サービス費用総額を10割と誤記載）しました。そのため、本市においてサービス費用総額（10割）から算出された利用者負担額をもとに、高額介護サービス費を算定し、過支給が発生しました。なお、同法人への介護報酬については正しく支給されております。



2 経過

令和6年4月19日（金）：特定の事業所に対する行政処分

（令和6年5月から6か月間介護報酬の請求上限を7割に制限）その後、当該事業所から介護保険課に明細書の記載方法の問い合わせ

（介護保険課がサービス費用総額を7割に減額するよう指示をしなかった。）

令和6年8月27日（火）：介護保険課において、5月提供分に係る高額介護サービス費について誤ったサービス費用総額を元に算出し、区役所高齢・障害課が対象者に支給

令和6年9月11日（水）：区役所高齢・障害課の職員から連絡

（6月提供分に係る高額介護サービス費の支給業務を行う過程で、介護保険システムのエラーが表示されていることを確認。）

同日：介護保険課で確認したところ、明細書のサービス費用総額の誤りを確認

（システムエラーの対象者が当該事業所の入所者であり、5月提供分に係る高額介護サービス費（8月にエラー表示有）は支給済であることが判明。）

令和6年9月12日（木）：当該事業所に確認

（請求時に必要な明細書の記載方法について介護保険課に確認したが、サービス費用総額についての指示がなかったため、明細書は10割で記載して提出したことが判明。）

令和6年9月13日（金）：対象者の本来の高額介護サービス費の支給額及び返還額の再計算を行い、
～10月15日（火） 介護保険システム上にて計算結果の確認を行った。また、同様の案件がないかについても調査確認を行った。

3 影響

（1）対象期間：令和6年5月サービス提供分

（2）対象者：12名

（3）過支給額：950,436円（1名当たり最大112,527円、最小59,648円）

対象管区	中原区	宮前区	多摩区	麻生区
対象者数	2名	3名	4名	3名
過支給額	139,445円	286,775円	310,034円	214,182円

4 対応

8月27日に高額介護サービス費を誤って過支給していた方に対して、お詫び文及び納付についての御案内の通知を10月18日に送付いたします。

5 再発防止

・介護報酬の請求上限の制限（7割）に伴う明細書の記載方法について、職員の知識不足により、事業所に対して正確な指示できなかったことから、介護保険システムの理解も含め、職員の介護保険業務の知識向上に努めてまいります。

・高額介護サービス費の支給業務を行う区役所職員向けの業務マニュアルを見直し、エラー時の対応を明確に記載するとともに、定期的な研修等を実施して再発防止に努めてまいります。

（問合せ先）

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 菊川
電話番号 044-200-2641